

# 社会的養護の現状

# ○ 里親数、施設数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万5千人。

<b>里親</b>	家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	<b>ファミリーホーム</b>	養育者の住居において家庭養護を行う(定員5~6名)	
			11,730世帯	4,245世帯	5,424人		ホーム数	347か所
	区分 (里親は重複登録有り)	養育里親	9,592世帯	3,326世帯	4,134人			
		専門里親	702世帯	196世帯	221人			
養子縁組里親		3,781世帯	299世帯	299人				
	親族里親	560世帯	543世帯	770人	委託児童数	1,434人		

施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であつて、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	140か所	605か所	46か所	58か所	227か所	154か所
定員	3,900人	32,253人	1,892人	3,637人	4,648世帯	1,012人
現員	2,706人	25,282人	1,280人	1,309人	3,789世帯 児童6,346人	573人
職員総数	4,921人	17,883人	1,309人	1,838人	1,994人	687人

小規模グループケア	1,620か所
地域小規模児童養護施設	391か所

※里親数、F Hホーム数、委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・母子生活支援施設の施設数・定員・現員は福祉行政報告例(平成30年3月末現在)

※児童自立支援施設・自立援助ホームの施設数・定員・現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(平成29年10月1日現在)

※職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(平成29年10月1日現在)

※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ(平成29年3月1日現在)

※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

# ○ 里親登録（認定）の要件

## 基本的な要件

- ① 要保護児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること。
- ② 経済的に困窮していないこと（親族里親は除く。）
- ③ 里親本人又はその同居人が次の欠格事由に該当していないこと。
  - ア 成年被後見人又は被保佐人（同居人にあつては除く。）
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - ウ 児童福祉法等、福祉関係法律の規定により罰金の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - エ 児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者



### 養育里親

- ・ 養育里親研修を修了していること。

※年齢に一律の上限は設けない。養育可能な年齢であるかどうかを判断。

### 専門里親

- ・ 専門里親研修を修了していること。
- ・ 次の要件のいずれかに該当すること
  - ア 養育里親として3年以上の委託児童の養育の経験を有すること。
  - イ 3年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事が適当と認めたものであること。
  - ウ 都道府県知事がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者であること。
- ・ 委託児童の養育に専念できること。

※年齢に一律の上限は設けない。養育可能な年齢であるかどうかを判断。

### 養子縁組里親

- ・ 養子縁組里親研修を修了していること。

※一定の年齢に達していることや、夫婦共働きであること、特定の疾病に罹患した経験があることだけをもって排除しない。子どもの成長の過程に応じて必要な気力、体力、経済力等が求められることなど、里親希望者と先の見通しを具体的に話し合いながら検討。

### 親族里親

- ・ 要保護児童の扶養義務者及びその配偶者である親族であること。
- ・ 要保護児童の両親等が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態となったことにより、これらの者による養育が期待できない要保護児童の養育を希望する者であること。

都道府県児童福祉審議会の意見聴取

里親名簿への登録

親族里親の認定

5年ごとの登録の更新（更新研修の受講） ※専門里親は2年ごと

# 里親養育包括支援（フォスタリング）事業

## 1. 事業内容

【令和元年度予算】169億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）に至るまでの一貫した里親養育支援及び養子縁組に関する相談・支援を総合的に実施する事業に要する費用を補助。

### ①里親制度等普及促進・リクルート事業

里親のリクルートに向けた現状分析や企画立案を行うとともに、それらを踏まえた積極的な広報啓発活動の実施により新たな里親を開拓する。

### ②里親研修・トレーニング等事業

里親に対する登録前研修や更新研修を実施するとともに、未委託里親や委託後の里親に対して、事例検討やロールプレイ、実習などのトレーニングを実施することにより、養育技術の維持、向上を図る。また、フォスタリング業務を担当する職員の研修への参加を促進し、資質向上を図る。

### ③里親委託推進等事業

子ども、実親及び里親家庭のアセスメントを踏まえた情報を基に、委託先の候補となる里親家庭の選定、委託の打診と丁寧な説明、子どもと里親の面会等を実施するとともに、委託後の子どもの自立に向けて、子どもや里親等の意向を踏まえた効果的な自立支援計画を作成する。

### ④里親訪問等支援事業

里親家庭等への定期的な訪問や夜間・休日の相談窓口の開設等により、相談に応じるとともに、子どもの状態の把握や里親等への援助を行う。また、里親等が集い、養育についての話し合い等相互の交流を定期的に行い、情報交換や養育技術の向上を図る。

### ⑤共働き家庭里親委託促進事業

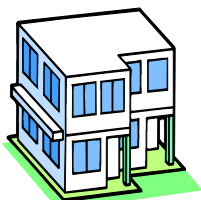
企業に働きかけ、里親委託と就業の両立が可能となるような仕組みづくりを官民連携の下、共有し、分析・検証し、その成果を全国的に普及拡大する。

## 2. 実施主体

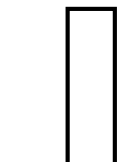
都道府県・指定都市・児童相談所設置市（設置予定市区）（民間団体等に委託して実施することも可）

## 3. 補助率

国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2



都道府県  
(児童相談所)



事業の全部又は一部を委託可能



社会福祉法人  
NPO 等



統括責任者<<常勤>>

リクルート、研修、マッチング、支援等を通じた一貫した里親支援体制

リクルート

- ・ 広報の企画立案、講演会や説明会の開催等による制度の普及啓発

里親リクルーター<<常勤>>、リクルーター補助員<<非常勤>>



研修・トレーニング

- ・ 登録前研修、更新研修の実施
- ・ 委託後や未委託里親へのトレーニングの実施

里親トレーナー<<常勤又は非常勤>>



マッチング

- ・ 子どもと里親とのマッチング
- ・ 自立支援計画の作成

里親等委託調整員<<常勤>>、委託調整補助員<<非常勤>>



委託後支援・交流

- ・ 委託後の里親家庭への訪問支援、夜間・休日相談
- ・ 定期的な相互交流の場を設け、情報交換等を図る

里親等相談支援員<<常勤>>、相談支援員補助員<<非常勤>>、  
心理訪問支援員<<常勤又は非常勤>>



## ○ 小規模かつ地域分散化の状況（形態ごとの定員数）

	定員総数*	大・中・小舎	敷地内		敷地外		
			小規模グループケア				地域小規模 児童養護施設
			本体施設内	別棟	分園型		
児童養護施設	30,046人 [100%]	18,205人 [60.6%]	6,706人 [22.3%]	1,960人 [6.5%]	881人 [2.9%]	2,294人 [7.6%]	
乳児院	3,617人 [100%]	2,533人 [70.0%]	881人 [24.4%]	125人 [3.5%]	78人 [2.2%]	—	

\*暫定定員を組んでいる場合は暫定定員

## (参考) 形態ごとの入所児童数

	入所児童 総数	大・中・小舎	敷地内		敷地外		
			小規模グループケア				地域小規模 児童養護施設
			本体施設内	別棟	分園型		
児童養護施設	26,265人 [100%]	15,245人 [58.0%]	6,258人 [23.8%]	1,778人 [6.8%]	789人 [3.0%]	2,195人 [8.4%]	
乳児院	2,871人 [100%]	1,963人 [68.4%]	734人 [25.6%]	110人 [3.8%]	64人 [2.2%]	—	

# 児童養護施設等の配置基準及び配置改善について

- 施設の人員配置については、被虐待児の増加などを踏まえ、これまで、加算職員の配置の充実に努めており、平成24年度には基本的人員配置の引上げ等を行い、27年度予算においては、児童養護施設等の職員配置の改善(5.5:1→4:1等)に必要な経費を計上したところ。

## ① 児童養護施設

### 人員配置

#### 基本部分

- ・施設長 1人
- ・家庭支援専門相談員 1人
- ・個別対応職員 1人
- ・小規模施設加算 1人(定員45人以下)
- ・栄養士 1人(定員41人以上)
- ・調理員等 4人(定員90人以上30人ごとに1人を加算)
- ・事務員 1人
- ・管理宿直専門員(非常勤、1人)
- ・医師1人(嘱託)

+

#### 【児童指導員、保育士】

- ・0・1歳児  
1.6:1 (1.5:1、1.4:1、1.3:1)
  - ・2歳児  
2:1
  - ・年少児(3歳~)  
4:1 (3.5:1、3:1)
  - ・少年(就学~)  
5.5:1 (5:1、4.5:1、4:1)
- ※ ( ) 内は加算にて対応。

+

#### 加算部分

- ・里親支援専門相談員加算 1人
- ・心理療法担当職員加算 1人
- ・看護師加算 1人
- ・職業指導員加算 1人
- ・小規模グループケア加算  
グループ数×(常勤1人+宿直  
管理等職員(非常勤) 1人)

等

### 人員配置改善の推移

~23年度

24年度~26年度(施設の人員配置基準)

27年度~(「社会的養護の課題と将来像」の目標水準)

児童指導員・保育士

0歳児: 1.7:1  
1・2歳児: 2:1  
3歳以上幼児: 4:1  
小学校以上: 6:1

児童指導員・保育士

0・1歳児: 1.6:1  
2歳児: 2:1  
3歳以上幼児: 4:1  
小学生以上: 5.5:1

児童指導員・保育士

0・1歳児: 1.3:1  
2歳児: 2:1  
3歳以上幼児: 3:1  
小学生以上: 4:1

※小規模ケア加算等とあわせて概ね3:1ないし2:1相当

## ② 乳 児 院

### 人員配置（乳幼児を10人以上入所させる乳児院）

#### 基 本 部 分

- ・施設長1人
- ・家庭支援専門相談員 1人
- ・個別対応職員 1人
- ・定員20人以下加算 1人
- ・栄養士 1人
- ・調理員等 4人（定員30人以上10人ごとに1人を加算）
- ・事務員 1人
- ・管理宿直専門員（非常勤、1人）
- ・医師1人（嘱託）

+

#### 【児童指導員、保育士、看護師】

- ・0・1歳児  
1.6:1 (1.5:1、1.4:1、1.3:1)
- ・2歳児  
2:1
- ・年少児（3歳～）  
4:1 (3.5:1、3:1)

※（）内は加算にて対応。

+

#### 加 算 部 分

- ・里親支援専門相談員加算 1人
- ・家庭支援専門相談員加算 1人
- ・心理療法担当職員加算 1人
- ・定員35人以下指導員特別加算  
（非常勤 1人）
- ・小規模グループケア加算  
グループ数×（常勤1人+宿直  
管理等職員（非常勤）1人）

等

### 人員配置改善の推移

～23年度	24年度～26年度（施設の人員配置基準）	27年度～（「社会的養護の課題と将来像」の目標水準）
看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児： 1. 7 : 1 2歳児： 2 : 1 3歳以上幼児： 4 : 1	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児： <u>1. 6 : 1</u> 2歳児： 2 : 1 3歳以上幼児： <u>4 : 1</u>	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児： <u>1. 3 : 1</u> 2歳児： 2 : 1 3歳以上幼児： <u>3 : 1</u> ※小規模ケア加算等とあわせて概ね1：1相当



# 施設の運営の質の向上

施設の運営の質の差が大きいことから、

- ① 各施設種別ごとに、運営理念等を示す「指針」と、具体的な「手引書」を作成し、
- ② 施設が課題に気づき、運営の質の改善を図るため、全職員が参加して行う「自己評価」と、社会的養護の専門性を踏まえた外部の目を入れる「第三者評価」を義務づける。

平成23年度に指針を作成し、それを掘り下げた手引書（ハンドブック）を平成24年度から25年度にかけて作成した。

## 施設種別毎の「施設運営指針」及び「里親等養育指針」の作成

- ・ 保育所保育指針に相当するものが、社会的養護の施設には無いことから、施設種別ごとの検討チームを設置して、作成。  
→平成24年3月に指針を策定

## 種別毎の「手引書」の作成

- ・ 従来、施設ごとの経験の積み重ねで、ノウハウが蓄積されてきたが、施設により取り組みの質の差が大きい。
- ・ このため、施設種別毎に、実践的な技術や知恵を言語化した手引書を作成。

指針等を踏まえて策定した基準により、平成24年度から自己評価と第三者評価を義務化し、施設の運営の質を高めていく。

## 「自己評価」の義務づけ

- ・ 各施設で、施設長や基幹的職員（スーパーバイザー）を中心に、全職員が参加して自己評価を行う。

## 「第三者評価」の義務づけ

- ・ すでに任意で実施されている社会福祉事業共通の福祉サービス第三者評価とは別に社会的養護関係施設第三者評価は、3年に1回以上の受審と結果の公表を義務づけ平成24年4月に始まった。

# 施設運営指針、里親等養育指針

○第Ⅰ部総論は、社会的養護の基本理念と原理、施設等の役割、対象児童、養育等のあり方の基本、将来像などが記されている。※「2. 社会的養護の基本理念と原理」の部分は、6つの指針共通の部分である。

○第Ⅱ部各論に挙げられた項目は、目指すべき方向である。施設は、自己評価、第三者評価によりこれらの項目の点検を行い、より良い支援を提供できるよう質の改善を図る構成となっている。

## <指針の基本構成>

### 第Ⅰ部 総論

1. 目的
2. 社会的養護の基本理念と原理
3. 施設の役割と理念
4. 対象児童等
5. 養育、支援等のあり方の基本
6. 施設の将来像

### 第Ⅱ部 各論

1. 養育、支援等
2. 家族への支援
3. 自立支援計画、記録
4. 権利擁護
5. 事故防止と安全対策
6. 関係機関連携・地域支援
7. 職員の資質向上
8. 施設の運営

#### ○社会的養護の基本理念

- ①子どもの最善の利益、
- ②すべての子どもを社会全体で育む

#### ○社会的養護の原理

- ①家庭的養護と個別化、
- ②発達の保障と自立支援、
- ③回復を目指した支援、
- ④家族との連携協働、
- ⑤継続的支援と連携アプローチ
- ⑥ライフサイクルを見通した支援

#### ○各指針案の特徴

- ・児童養護施設：養育論、関係性の回復、養育を担う人の原則
- ・乳児院：乳幼児期の重要性、愛着関係、家族への支援
- ・情短施設：心理治療、児童心理治療施設の通称
- ・児童自立支援施設：生活環境づくり、生活の中の教育
- ・母子生活支援施設：入所者支援の充実
- ・里親・ファミリーホーム：養育者の家庭に迎え入れる家庭養護、地域とのつながり

○第Ⅱ部は、第三者評価基準の評価項目に対応（児童養護86、乳児院67、情短87、児童自立86、母子施設73項目）

○各指針は第Ⅰ部・第Ⅱ部全体で、2万字～2万5千字。

# 施設職員の専門性の向上

## ① 施設長の資格要件及び研修の義務化

- ・ 平成23年の民法等改正で、施設長の役割が強化された。また、施設運営の質は、施設長による部分が多い。
- ・ このため、施設長の研修を義務化するとともに、資格要件を最低基準で定める。
- ・ 施設長研修は、施設団体が実施する研修を指定。2年に1回以上の受講を義務づけ。  
→平成23年9月の省令改正で、施設長の資格要件を定め、研修を義務づけ

## ② 施設の組織力の向上

- ・ 平成21年度より、自立支援計画の作成・進行管理、職員の指導等を行う「基幹的職員（スーパーバイザー）」の配置と専門性の向上を推進。
- ・ 今後の課題として、直接ケアに当たる職員のチーム単位で、ケア方針の調整や、ケアチームをまとめる「チーム責任者」といったものを配置し、措置費の俸給格付けを検討
- ・ 「施設長→基幹的職員→チーム責任者→一般職員」という形で、組織として一体的な力を発揮。また、キャリアアップの仕組みともなり、職員の質の向上を図る。

### ※基幹的職員の配置（平成21年度～）

- ・ 平成21年度より、一定の施設経験を有し、一定の研修を修了した者について基幹的職員として位置付け、人件費の改善を図るとともに、都道府県が行う基幹的職員研修事業を創設。
- ・ 基幹的職員研修の研修講師等を務める研修指導者の養成研修を、平成21年度から国立武蔵野学院において実施。

## ③ 職員研修の充実

- ・ 社会的養護の質を確保するためには、その担い手となる施設職員の専門性の向上を図り、計画的に育成するための体制を整備する必要がある。
- ・ 各施設種別団体において、職員研修システムの構築と実施を推進
- ・ 人材確保のため、就職前の学生に体験してもらおうインターンシップも重要

# 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の概要

## 改正の趣旨

児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の所要の措置を講ずる。

## 改正の概要

※下線部は衆議院による修正部分

### 1. 児童の権利擁護【①の一部は児童虐待の防止等に関する法律、それ以外は児童福祉法】

- ① 親権者は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこととする。児童福祉施設の長等についても同様とする。
- ② 都道府県（児童相談所）の業務として、児童の安全確保を明文化する。
- ③ 児童福祉審議会において児童に意見聴取する場合においては、その児童の状況・環境等に配慮するものとする。

### 2. 児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等

#### (1) 児童相談所の体制強化等【①・⑥・⑦は児童虐待の防止等に関する法律、それ以外は児童福祉法】

- ① 都道府県は、一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置を講ずるものとする。
- ② 都道府県は、児童相談所が措置決定その他の法律関連業務について、常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとするとともに、児童相談所に医師及び保健師を配置する。
- ③ 都道府県は、児童相談所の行う業務の質の評価を行うことにより、その業務の質の向上に努めるものとする。
- ④ 児童福祉司の数は、人口、児童虐待相談対応件数等を総合的に勘案して政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。
- ⑤ 児童福祉司及びスーパーバイザーの任用要件の見直し、児童心理司の配置基準の法定化により、職員の資質の向上を図る。
- ⑥ 児童虐待を行った保護者について指導措置を行う場合は、児童虐待の再発を防止するため、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行うよう努めるものとする。
- ⑦ 都道府県知事が施設入所等の措置を解除しようとするときの勘案要素として、児童の家庭環境を明文化する。

#### (2) 児童相談所の設置促進【①は児童福祉法、②・③は改正法附則】

- ① 児童相談所の管轄区域は、人口その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。
- ② 政府は、施行後5年間を目途に、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保・育成の支援等の措置を講ずるものとする。その支援を講ずるに当たっては、関係地方公共団体その他の関係団体との連携を図るものとする。
- ③ 政府は、施行後5年を目途に、支援等の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待を巡る状況等を勘案し、施設整備、人材確保・育成の支援の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

### (3) 関係機関間の連携強化

【①は児童福祉法、②～④・⑤の前段は児童虐待の防止等に関する法律、⑤の後段は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律】

- ① 要保護児童対策地域協議会から情報提供等の求めがあった関係機関等は、これに応ずるよう努めなければならないものとする。
- ② 国及び地方公共団体は、関係地方公共団体相互間並びに市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、学校及び医療機関の間の連携強化のための体制の整備に努めなければならないものとする。
- ③ 児童虐待を受けた児童が住所等に移転する場合に、移転前の住所等を管轄する児童相談所長は移転先の児童相談所長に速やかに情報提供を行うとともに、情報提供を受けた児童相談所長は要保護児童対策地域協議会が速やかに情報交換を行うことができるための措置等を講ずるものとする。
- ④ 学校、教育委員会、児童福祉施設等の職員は、正当な理由なく、その職務上知り得た児童に関する秘密を漏らしてはならないこととする。
- ⑤ DV対策との連携強化のため、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの職員については、児童虐待の早期発見に努めることとし、児童相談所はDV被害者の保護のために、配偶者暴力相談支援センターと連携協力するよう努めるものとする。

### 3. 検討規定その他所要の規定の整備

- ① 児童福祉司の数の基準については、児童福祉司の数に対する児童虐待相談対応件数が過重なものとならないよう、必要な見直しが行われるものとする。
- ② 児童相談所職員の処遇改善、一時保護所等の量的拡充・一時保護の質的向上に係る方策等に対する国の支援等の在り方について、速やかに検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ③ 民法上の懲戒権の在り方について、施行後2年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ④ 一時保護その他の措置に係る手続の在り方について、施行後1年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑤ 児童の意見表明権を保障する仕組みとして、児童の意見を聴く機会の確保、児童が自ら意見を述べる機会の確保、その機会に児童を支援する仕組みの構築、児童の権利を擁護する仕組みの構築その他の児童の権利擁護の在り方について、施行後2年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑥ 児童福祉の専門知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策について、施行後1年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑦ 児童虐待の防止等に関する施策の在り方について、施行後5年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑧ 通報の対象となるDVの形態及び保護命令の申立をすることができるDV被害者の範囲の拡大、DV加害者の地域社会における更生のための指導等の在り方について、公布後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑨ その他所要の規定の整備を行う。

#### 施行期日

令和2年4月1日(3②及び⑧については公布日、2(1)②及び⑤の一部については令和4年4月1日、2(2)①は令和5年4月1日。)